

令和3年度介護保険制度改正・介護報酬改定について
八王子介護支援専門員連絡協議会会員からの質問と八王子市からの回答 Vol.3

Q66

令和3年8月1日発行かいてき便り第205号に、「居宅介護支援事業所も『福祉第三者評価の実施状況』を説明する必要があります」と記載されていたが、どのように掲載すれば良いか。

A66

八王子市としては事業所内で以下の対応をしていれば良いこととする。

- ① 実施状況を閲覧できるようにする
- ② 実施状況を掲示する

以上の何れでも構わない。既に受審しており、重要事項説明書に掲載している事業所もあるが、いずれにしても八王子市から指導されることはない。

Q67

八王子市の指導監査で生活保護の方を受けていることを掲示することが必要と指導された。

A67

介護保険事業所が生活保護法の指定を受けている事業所は指定を受けていることを掲示する必要がある。

指定介護機関の義務として標示の義務があり、「指定介護機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示(縦 12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に『生活保護指定(介)』と表示する。)を掲示してください。」(生活保護法施行規則第13条)とあり、掲示しなければならない。